

一般社団法人日本ローラースポーツ連盟 施設公認規程

第 1 条 この規程は、ローラースポーツの正しい普及と発展を図るため、その施設の内容並びに企画を指導・審査をし、「連盟公認」の呼称使用を許可することを目的とする。

第 2 条 施設一切に関する「公認呼称の許可」については、連盟審査委員会（執行理事会）で検討・審査され決定する。

第 3 条 審査委員会（以下委員会という）は下記の者をもって構成する。

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 委員長 | 1 名（会 長） |
| 2 副委員長 | 1 名（専務理事） |
| 3 委 員 | 若干名（事務局長・4 競技部門よりの理事） |

第 4 条 委員長は必要に応じ委員会を招集し之を司る。

第 5 条 委員会の決定とその経緯を理事会・総会に報告しなければならない。

第 6 条 ローラースケート場に関する事項は下記のとおりとする。

（1）規格

ローラースケート場の規格は原則的に下記のように定める。

スピード	1 周	200 メートル	バンク・フラット可
フィギュア	50 メートル×25 メートル		フラット
ローラーホッケー	40 メートル×20 メートル		フラット
インラインホッケー	60 メートル×30 メートル		フラット

（2）施設条件

リンク面は滑走上、安全且つ円滑に滑走出来る条件と必要なる付帯設備を設置し公式競技の開催可能な条件を備えていなければならない。

（3）建設に関する指導

公認施設の建設に当たって、建設業者よりの申請によりその内容はその都度個々に指導するものとする。

①施設設計図の作成指導

②公式ラインの測定指導

建設業者は指導要請にさいして「指導料2万円」を連盟に支払わなくてはならない。

（4）公認に対する審査

施設の「公認審査」に対しては、その施設の代表者名をもって所定の「申請書」並びに施設説明書・図面を提出しなければならない。

審査は連盟代表の現地審査と委員会審議の結果による。審査の実費（交通費・必要経費）は申請者負担とする。

(5) 公認の決定と公認証の交付

公認については、委員会を招集して協議する。その結果、的確なるものと承認された場合「一般社団法人日本ローラースポーツ連盟・公認証」が交付される。

(6) 公認料

公認申請者は「公認料」として、年間5万円を連盟に納付しなければならない。但し、納付期間は10年間とする。

第7条 本規程は理事会に諮り、社員総会の議決により変更することができる。

- 付 則
1. この規程は平成17年8月1日之を施行する。
 1. この規程は平成18年4月1日之を改正実施する。
 1. この規程は平成23年5月14日之を改正実施する。
 1. この規程は平成30年5月12日之を改正実施する。